

I 法人税等の調査事績の状況

1 法人税の実地調査の状況

申告漏れのあった件数 1,273 件、

対前年比約 5%増加

平成 27 事務年度において、申告漏れが想定される法人 1,828 件（対前年比 106.6%）について実地調査を実施した。

このうち、申告漏れのあった法人は 1,273 件（同 105.4%）で、その申告漏れ所得金額は 123 億 14 百万円（同 96.3%）となっている。

不正計算があった件数 387 件、

対前年比約 11%増加

申告漏れのあった法人のうち、仮装又は隠蔽により所得を脱漏していた、いわゆる不正計算のあった法人は 387 件（同 110.6%）で、その不正所得金額は 34 億 43 百万円（同 68.0%）となっている。

表1 法人税の実地調査の状況

項目		事務年度		対前年比
		26	27	
実地調査件数①		1,715 件	1,828 件	106.6%
申告漏れのあった件数		1,208 件	1,273 件	105.4%
同上のうち不正計算のあった件数②		350 件	387 件	110.6%
申告漏れ所得金額③		12,793 百万円	12,314 百万円	96.3%
同上のうち不正所得金額④		5,065 百万円	3,443 百万円	68.0%
調査1件当たりの申告漏れ所得金額(③/①)		7,459 千円	6,736 千円	90.3%
不正申告1件当たりの不正所得金額(④/②)		14,471 千円	8,897 千円	61.5%
追徴税額	本税額	2,509 百万円	2,289 百万円	91.2%
	加算税額	562 百万円	386 百万円	68.7%
	追徴税額合計	3,071 百万円	2,675 百万円	87.1%

2 不正発見割合及び不正計算の手口の状況

○ 不正発見割合の状況

不正発見割合の高い業種、 料理・旅館・飲食業がトップ

平成 27 事務年度において実地調査した法人のうち、不正計算により所得を脱漏していた法人の割合は 21.2%で、これを業種別で見ると、料理・旅館・飲食業が 46.2%と最も高く、次いで建設業 25.7%、運送業 21.6%の順となっている。

また、不正計算のあった法人のうち 1 件当たりの不正所得金額をみると、最も多いものは製造業の 1,512 万 3 千円となっている。

表 2 業種別の不正発見の状況

業種別	不正発見割合	不正発見割合		1 件当たり不正所得金額		
		順位	前年順位	千円	順位	前年順位
料理・旅館・飲食業	46.2	1	5	6,661	8	5
建設業	25.7	2	2	7,107	6	6
運送業	21.6	3	6	7,933	4	8
サービス業	19.2	4	1	8,571	3	1
製造業	17.4	5	4	15,123	1	4
卸売業	16.9	6	3	11,701	2	3
その他の業	14.6	7	8	7,884	5	2
小売業	14.0	8	7	6,683	7	7
全業種計	21.2			8,897		

○ 不正計算の手口の状況

売上（収入金額）除外による不正計算がトップ

平成 27 事務年度において、不正所得金額が 1 千万円以上あった 86 法人について、不正所得金額を不正計算の形態別で見ると、売上げ（収入金額）を除外していたものが 6 億 48 百万円（24.1%）と最も多く、次いで架空仕入れを計上していたものが 4 億 97 百万円（18.5%）、棚卸しを除外していたものが 4 億 22 百万円（15.7%）の順となっている。

件数別に見ると、架空経費を計上していたものが 59 件（30.6%）と最も多く、次いで雑収入を除外していたものが 46 件（23.8%）、売上げ（収入金額）を除外していたものが 25 件（13.0%）の順となっている。

表 3 不正計算の形態

不正計算の形態	不正所得金額		延法人数	
	百万円	構成割合 %	件	構成割合 %
売上（収入金額）除外	648	24.1	25	13.0
架空仕入れ	497	18.5	11	5.7
棚卸除外	422	15.7	18	9.3
雑収入除外	353	13.1	46	23.8
架空経費	332	12.3	59	30.6
架空外注費	301	11.2	18	9.3
その他	137	5.1	16	8.3
計	2,690	100.0	193	100.0
			(実法人数は86件)	

Ⅱ 法人消費税の実地調査の概要

追徴税額は7億96百万円、対前年比約13%増加

平成27事務年度においては、法人消費税について、1,803件（対前年比108.5%）の実地調査を実施した。

このうち、非違があったものは993件（同107.0%）で、その追徴税額は、7億96百万円と、前事務年度の7億2百万円に比べて94百万円（同13.4%）増加している。

調査した法人1件当たりの追徴税額は441千円で、前事務年度の423千円に比べて18千円（同4.3%）増加している。

表4 法人事業者に対する消費税の調査状況

項目	事務年度		対前年比
	26	27	
実地調査件数 ①	1,661 件	1,803 件	108.5 %
非違のあった件数	928 件	993 件	107.0 %
調査による追徴税額 ②	702 百万円	796 百万円	113.4 %
調査1件当たりの追徴税額 (②/①)	423 千円	441 千円	104.3 %

(注) 調査による追徴税額には地方消費税額（譲渡割額）を含む。

Ⅲ 源泉所得税等の調査事績の状況

追徴税額は 3 億 9 千万円、対前年比 約 28% 増加

平成 27 事務年度においては、2,494 件（対前年比 105.3%）の源泉徴収義務者について実地調査を実施した。

このうち、非違があったものは 654 件（同 106.7%）で、その追徴税額は 3 億 90 百万円と、前事務年度の 3 億 5 百万円に比べて 85 百万円（同 27.9%）増加している。

表 5 源泉所得税の実地調査の状況

項目	事務年度		対前年比
	26	27	
実地調査件数	2,369 件	2,494 件	105.3 %
非違のあった件数	613 件	654 件	106.7 %
調査による追徴税額	305 百万円	390 百万円	127.9 %

(注) 1 平成 25 年 1 月 1 日以後に生じる所得に係る追徴税額から、復興特別所得税が含まれている。

2 追徴税額には加算税額を含む。

IV 調査の取組状況

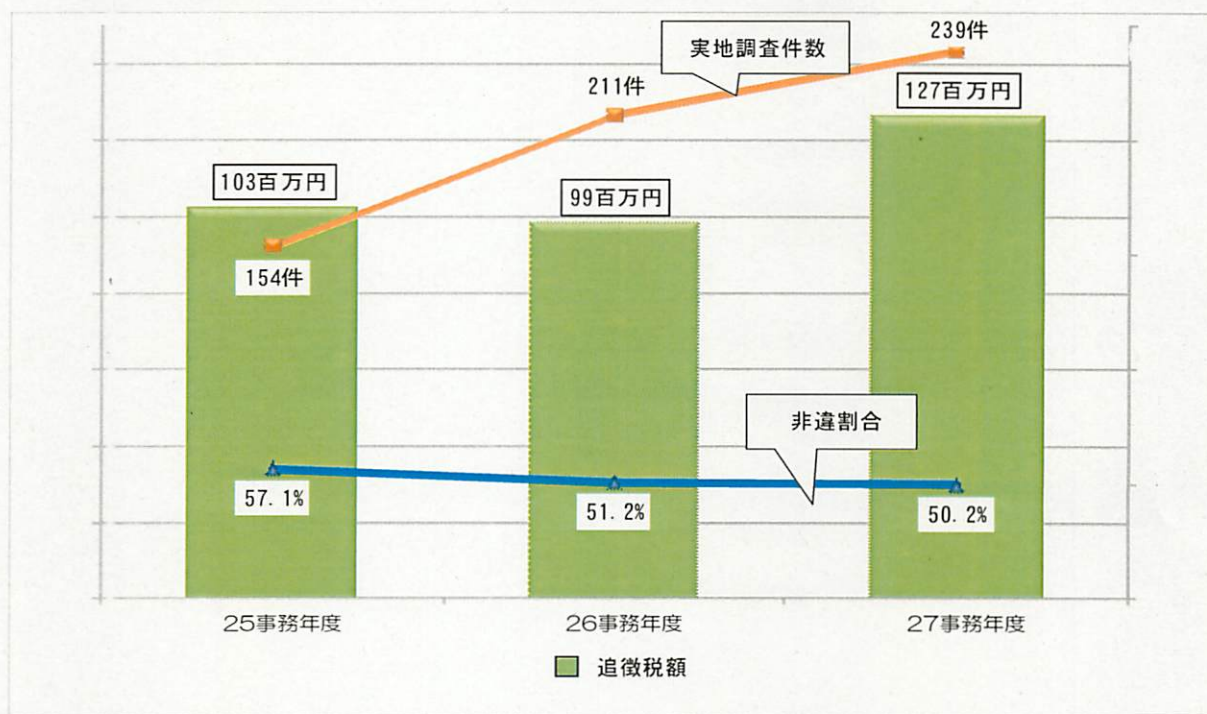
消費税還付申告法人に対する取組 ～還付申告を行っていた法人から1億27百万円を追徴～

消費税は、国民の関心が極めて高く、適正な税務執行がより一層求められている。

こうした中、消費税について虚偽の申告により不正に還付金を得るケースも見受けられることから、還付申告を行う法人に対する指導や調査に重点的に取り組んでいる。

平成27事務年度は、消費税還付申告法人239社に対して実地調査をした結果、120社（対前年比111.1%）から1億27百万円（同128.3%）の消費税額を追徴した。また、そのうち23社は不正に還付金額の水増しなどを行っており、14百万円を追徴した。

○ 消費税還付申告法人に対する消費税の実地調査の状況



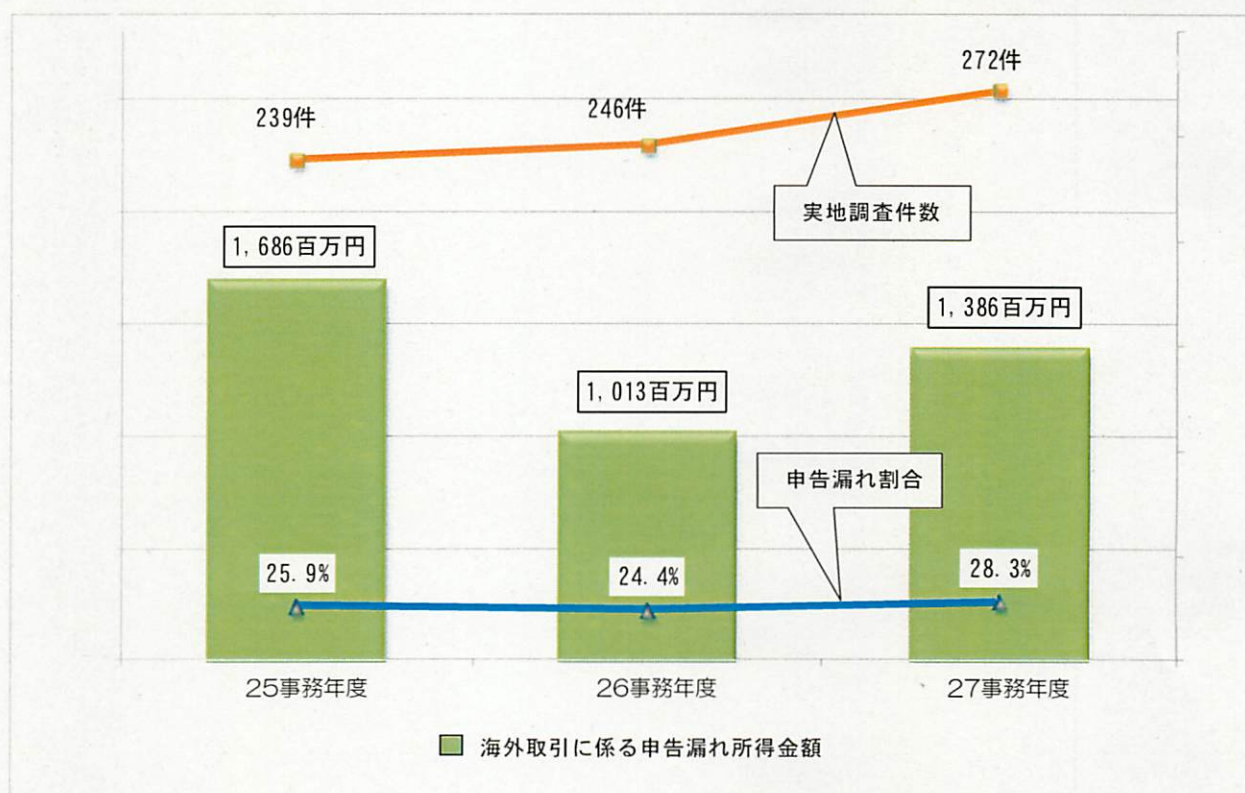
項目		事務年度			
		25事務年度	26事務年度	27事務年度	
消費税	実地調査件数	件	154	211	239
	非違があった件数	件	88	108	120
		同上的うち、不正計算を行っていた件数	件	18	16
	追徴税額	百万円	103	99	127
同上的うち、不正計算に係る追徴本税額		百万円	17	6	14

海外取引法人に対する取組 ～海外取引調査で13億86百万円の申告漏れを把握～

経済の国際化の進展により、企業や個人の国境を越えた事業、投資活動が活発化している。こうした中、国税当局は海外取引を有する法人（以下「海外取引法人」という。）に対する指導や調査に重点的に取り組んでいる。

平成27事務年度は、海外取引法人272社に対して実地調査をした結果、77社（対前年対比128.3%）から海外取引に係る申告漏れ所得金額13億86百万円（同136.8%）、うち不正所得金額4億45百万円を把握した。

○ 海外取引法人に対する実地調査の状況



項 目		事務年度			
		25事務年度	26事務年度	27事務年度	
実 地 調 査 件 数		件	239	246	272
法人税	海外取引に係る申告漏れのある件数	件	62	60	77
	同上のうち、不正のある件数	件	10	13	13
	海外取引に係る申告漏れ所得金額	百万円	1,686	1,013	1,386
	同上のうち、不正所得金額	百万円	156	134	445